

傍 聴 要 領

みやぎ観光振興会議仙台圏域会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、開催予定時刻までに、受付で氏名、住所及び連絡先を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴定員は5名です。また、傍聴の手続は先着順に行い、定員になり次第終了します。
- (3) 会議の取材を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所及び連絡先を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食はしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事務局の許可を得た報道機関の場合は、この限りではありません。
- (4) 事務局の指示があった場合には、速やかに退出してください。
- (5) その他会議の支障となる行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。